

山江村デジタル健康ポイント事業公募型プロポーザル実施要領

山江村 健康福祉課

令和8年8月

山江村デジタル健康ポイント事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

山江村では、全国的に医療費の増大が社会的な課題となる中、本村においても一人当たり医療費が伸長し、住民の 63%に運動習慣がないなど、生活習慣病のリスクが高い状況にある。この状況を改善し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」という健康日本 21（第 3 次）のビジョンを達成するため、多様な担い手の連携とテクノロジー活用を強化する。

本事業は、ICT を積極的に活用し、ウェアラブルデバイスや専用アプリを通じて健診データや日々の活動量等を一元的に収集・管理する環境を構築するものである。これにより、個人の健康状態を数値やグラフ等で「見える化」とするとともに、デジタル P H R による「個別最適化支援」の構築、ポイント（インセンティブ）による「健康無関心層」の行動変容促進による自主的な健康づくりの継続と PDCA サイクルの構築を図るものである。これらを通じて生活習慣病の重症化予防を促進し、医療費の適正化及び住民の健康寿命の延伸を目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務の名称

山江村デジタル健康ポイント事業

(2) 業務の内容

別紙「山江村デジタル健康ポイント事業業務委託仕様書」

(3) 契約期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※本事業の実施状況、参加状況および成果等を踏まえ、本村が必要と認める場合は、協議の上、翌年度以降も契約を更新（継続）できるものとする。

(4) 契約上限額 9,700,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定とする。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、同条第 6 号に規定する暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく更生手続き等開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

- (5) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解したうえで、本公募型プロポーザルに参加できること。

5. 選定スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年8月24日（月）
質疑受付	令和8年8月26日（水）正午必着
質疑回答	令和8年8月28日（金）
参加申込・提案書等の提出締切	令和8年8月31日（月）午後5時必着
参加辞退	令和8年8月31日（月）午後5時必着
本審査プレゼンテーション	令和8年9月15日（火）予定
本審査結果の通知	令和8年9月16日（水）予定

※事務上の都合により、日程を変更する場合がある。

6. 提出書類及び提出方法

(1) 質疑受付

①	提出期限	令和8年8月26日（水）正午必着
②	提出書類	質問票（様式9）
③	提出方法	電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は「山江村デジタル健康ポイント事業業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。
④	質疑回答	令和8年8月28日（金）に質問事項の回答全てを取りまとめて、山江村公式ウェブサイトへ掲載する。口頭による質問の受け付けは行わない。

(2) 事業提案参加申し込み

①	提出期限	令和8年8月31日（月）午後5時必着
②	提出書類	参加申込書（兼誓約書）（様式1） 会社概要（任意様式）※パンフレット等でも可
③	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 参加辞退

①	提出期限	令和8年8月31日（月）午後5時必着
②	提出書類	辞退届（様式3）
③	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 事業提案書等提出

①	提出期限	令和8年8月31日（月）午後5時必着
②	提出部数	7部（押印した正本1部）、副本6部。副本は正本のカラーコピー可。
③	提出書類	事業提案届出書（様式2） 業務実施体制調書（任意様式） 事業提案書（任意様式） 業務工程表（任意様式） 業務実績書（任意様式） 見積書（任意様式）
④	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
⑤	留意事項	・提出書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方とすること。横書き、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表はこの限りではない。 ・事業提案届出書は、正本に添付すること。 ・事業提案書は、仕様書に示す内容に沿って作成すること。 ・業務工程表は、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。 ・業務実績書は、過去（最低5年間）の受託実績について記載すること。 ・見積書は、項目ごとの経費を積算した内訳書を添付すること。合計額には、消費税及び地方消費税を含むものとし、契約限度額を超える金額の場合は失格とする。

7. 審査及び選定方法

(1) 審査方法

- ・事業提案書の内容について、本審査（プレゼンテーション）を実施する。
本審査は、令和8年9月15日（火）予定。
- ・提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば選定する。
- ・本審査の実施場所及び時間は、応募状況を確認した後、速やかに通知する。

- ・本審査の出席者は3名以内とする。
- ・本審査の時間は発表時間を20分以内、質疑の時間を10分以内とする。
- ・審査の結果は、決定後速やかに通知する。

※プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、担当課に事前に連絡すること。電源、プロジェクター、スクリーンについては山江村で用意するが、パソコンについては各参加事業者にて準備すること。

(2) 選定方法等

- ・審査基準は別紙「評価基準」のとおり。
- ・評価基準により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。ただし、選定にあたり、評価点が同点の者が2人以上あるときの対応は以下のとおり。
 - ①見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - ②見積価格が同じ場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定する。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 事業提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合。

9. 契約

第一優先交渉権者と詳細な業務の内容及び契約条件について本村と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

10. 留意事項

- (1) 提出された業務提案書等は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本村はいかなる責任も負わない。

11. 担当部署（書類等提出先）

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 所在地 | 〒868-8502
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1 |
| (2) 担当部署 | 山江村役場 健康福祉課 |
| (3) 担当係 | 保健衛生係 |

- (4) 電話番号 0 9 6 6－2 4－1 7 0 0 (直通)
- (5) F A X 番号 0 9 6 6－2 4－5 6 6 9
- (6) 電子メールアドレス hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp